

陳情書

本日、明治神宮會館において国保制度改善強化全国大会を開催し、国民健康保険の保険者、被保険者代表二千名余が参集し、国保制度の長期的安定を図るための抜本的対策等の重要課題につき慎重審議の結果、総意をもって別紙のとおり決議を行いました。

政府並びに国会におかれましては、その緊急性をご賢察のうえ、これら決議事項の実現方について、格別な措置を講じられますようお願いいたします。

平成二十八年十一月十七日

国保制度改善強化全国大会

国民健康保険中央会
都道府県国民健康保険団体連合会
全 国 知 事 会
全国都道府県議会議長会
全 国 市 長 会
全 国 市 議 会 議 長 会
全 国 町 村 議 會 議 長 會
全 国 町 村 議 會 議 長 會
全国国民健康保険組合協会

決議

本日ここに、全国の国民健康保険関係者が一堂に会し、国民健康保険が直面する諸問題の改善を期して、国保制度改善強化全国大会を開催し、慎重審議した結果、次のとおり満場一致これを採択した。

国は、国民健康保険制度の現状を踏まえ、次の事項を必ず実現されるよう本大会の総意をもって強く要望すること。

記

一、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。

一、平成二十九年度からの毎年三千四百億円の公費投入は遅滞なく確実に実施するとともに、引き続き財政基盤の強化に向けた策を講じること。

一、平成三十年度からの新たな財政運営の仕組みに円滑に移行できるよう、標準保険料率等の設定に向けた支援や保険料の激変緩和のための措置を講じること。

一、子どもの医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置を直ちに廃止すること。

一、災害発生時においても医療サービスの提供や診療報酬等の支払が迅速かつ適切に行われるよう、財政支援をはじめ必要な措置を講じること。

一、保険者及び国保連合会が行う国保データベース(KDB)システム等を活用したデータヘルス事業について、所要の人材確保や財政措置を講じること。

一、医師・看護師等の確保や地域偏在等の解消を推進し、併せて介護人材の確保・育成を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

一、医療等分野における番号制度の円滑な運用のため、国の責任において必要な財政措置を講じること。

一、平成三十年度からの新たな国保制度を円滑に運営するため、保険者が共同して設立した国保連合会の積極的な活用を図ること。

一、国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。

右 決議する。

平成二十八年十一月十七日

宣 言

国民健康保険は制度創設以来、我が国の国民皆保険体制の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進に貢献してきた。しかしながら、中高年齢者が多く加入し医療費の増加は年々著しく、医療費等の市町村間の格差も大きい。一方、経済の低迷や低所得者層の増加などにより被保険者の所得水準が低く、保険料（税）の負担率が著しく高いといった構造的な問題を抱えている。このため、市町村においては被保険者にこれ以上負担を求めるとは極めて困難であり、厳しい財政運営を強いられている。

このような中、昨年五月の法改正により、国保の財政基盤を強化するため大幅に公費を投入し、平成三十年度から都道府県が国保事業の健全な運営について中心的な役割を果たすこととなった。

我々国保関係者はこれまで以上に国保の運営に努力をしていく所存であるが、今後とも急速な高齢化等による医療費の更なる増加は必至であり国保の運営は困難な状況が続くと想定される。このため、今回の国保制度改革の実施に当たり、国に対して以下を強く求める。

平成二十九年度からの毎年三千四百億円の公費投入は遅滞なく確実に実施するとともに、引き続き財政基盤の強化に向けた策を講じるべきである。併せて、平成三十年度からの新たな財政運営の仕組みに円滑に移行できるよう、標準保険料率等の設定に向けた支援や保険料の激変緩和のための措置を講じるべきである。

また、子どもの医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置は直ちに廃止すべきである。

また、災害発生時においても被保険者への医療サービスの提供や医療機関等への診療報酬等の支払が迅速かつ適切に行われるよう、財政支援をはじめ必要な措置を講じるべきである。

さらに、保険者及び国保連合会が行う国保データベースシステム等を活用したデータヘルス事業について、所要の人材確保や財政措置を講じるべきである。

加えて、効率的かつ質の高い地域医療提供体制と地域包括ケアシステムを構築するため、医師・看護師等の確保や地域偏在等の解消を推進し、併せて介護保険事業の充実のため介護人材の確保・育成を図るとともに、十分な財政措置を講じるべきである。

このほか、医療等分野における番号制度の円滑な運用のため、国の責任において必要な財政措置を講じるべきである。

なお、平成三十年度からの新たな国保制度を都道府県、市町村が一体となって円滑に運営するため、保険者が共同して設立した国保連合会の積極的な活用を図るべきである。

我々国保関係者は、ここに「国保制度改善強化全国大会」を開催し、組織の総意を結集して、本大会の決議の実現に向け、断固邁進することを誓うものである。

右 宣言する。

平成二十八年十一月十七日

国保制度改善強化全国大会

一、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。

一、平成二十九年からの毎年三千四百億円の公費投入は遅滞なく確実に実施するとともに、引き続き財政基盤の強化に向けた策を講じること。

一、平成三十年からの新たな財政運営の仕組みに円滑に移行できるよう、標準保険料率等の設定に向けた支援や保険料の激変緩和のための措置を講じること。

一、子ども医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置を直ちに廃止すること。

一、災害発生時においても医療サービスの提供や診療報酬等の支払が迅速かつ適切に行われるよう、財政支援をはじめ必要な措置を講じること。

一、保険者及び国保連合会が行う国保データベース（KDB）システム等を活用したデータヘルス事業について、所要の人材確保や財政措置を講じること。

一、医師・看護師等の確保や地域偏在等の解消を推進し、併せて介護人材の確保・育成を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

一、医療等分野における番号制度の円滑な運用のため、国の責任において必要な財政措置を講じること。

一、平成三十年からの新たな国保制度を円滑に運営するため、保険者が共同して設立した国保連合会の積極的な活用を図ること。

一、国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。